

令和6年度村田町物価高騰対策給付金

の代理申請・受給の留意事項

物価高騰対策給付金の申請・受給については、何らかの事情により、申請者及び受給者による給付金の申請・受給が困難な場合は、代理人により給付金の申請・受給をすることができます。

代理人による申請・受給については、他者による「なりすまし」などの不適正な行為が発生するおそれを考慮して、留意事項を定めていますのでご確認ください。

【代理人の範囲と代理申請に必要な書類】

代理人として代理申請・受給をできる方は、次のとおりです。また、申請者及び受給者に代わり申請・受給を行うためには、申請者及び受給者からの委任状（確認書の委任欄への記載を含む。）とその関係性を確認するための書類が必要になります。なお、申請者及び受給者と代理人との関係性が確認できない場合は、申請の受付ができませんのでご承知ください。

- 1 令和6年6月3日時点での申請・受給対象者の属する世帯員
 - 世帯主（申請・受給者）からの委任状（確認書の委任欄への記載を含む。）
 - 代理人の本人確認書類の写し
 - 例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー
 - 代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）
 - 例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー
- 2 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
 - 成年後見人、保佐人及び補助人としての関係を証明できる書類の写し
 - ・登記事項証明書のコピー、代理権目録の写し（成年後見人は不要）
 - 代理人の本人確認書類の写し
 - 例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー
 - 代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）
 - 例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー
- 3 親族その他平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で町が特に認める方

(1) 申請者及び受給者が単身世帯で寝たきりや認知症などの場合

①代理できる方：民生委員、行政区長、親類の方、その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている方で、代理申請・受給が適当であると認められる方

②必要な書類：□申請者及び受給者からの委任状（確認書の委任欄への記載含む。）

□申請者及び受給者と代理人との関係性を説明する書類

- ・代理人が親族の場合は、申請者及び受給者との関係が分かる戸籍謄本等
- ・代理人が親族以外の場合は、申請者及び受給者との関係性や代理申請理由を詳細に記した書類

□代理人の本人確認書類の写し

例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー

□代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）

例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー

(2) 申請者及び受給者が老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している場合

①代理できる方：入所施設職員の方

②必要な書類：□申請者及び受給者からの委任状（確認書の委任欄への記載含む。）

□職員証等の当該施設職員であることを証する書類等の写し

□代理人の本人確認書類の写し

例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー

□代理が申請者及び受給者のためになすものであることを示す書類

・代理申請理由を詳細に記し、かつ施設長等の承認印がある書類

□代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）

例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー

(3) 申請者及び受給者が里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている場合

①代理できる方：里親の方

②必要な書類：□申請者及び受給者からの委任状（確認書の委任欄への記載含む。）

□里親であることを証する書類の写し

□代理人の本人確認書類の写し

例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー

□代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）

例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー

(4) 申請者及び受給者が配偶者からの暴力を受けているDV被害者の場合

①代理できる方：民間支援団体の方

②必要な書類：□申請者及び受給者からの委任状（確認書の委任欄への記載含む。）

□職員証等の民間支援団体の職員であることを証する書類等の写し

□申請者及び受給者と代理人との関係を説明する書類

・申請者及び受給者の関係性を詳細に記した書類

□代理が申請者及び受給者のためになすものであることを示す書類

・代理申請理由を詳細に記した書類

□代理人の本人確認書類の写し

例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー

□代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）

例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー

(5) 申請者及び受給者が留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者の場合

①代理できる方：弁護士

②必要な書類：□申請者及び受給者からの委任状（確認書の委任欄への記載含む。）

□弁護士であることを証する書類等の写し

□申請者及び受給者と代理人との関係を説明する書類

・契約書等

□代理が申請者及び受給者のためになすものであることを示す書類

・代理申請理由を詳細に記した書類

□代理人の本人確認書類の写し

例／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー

□代理人の通帳等の写し（代理受給の場合）

例／受取通帳の見開き1ページ目のコピー、キャッシュカード等のコピー